

神戸市立夢野の丘小学校いじめ防止のための基本的な方針

はじめに

夢野の丘小学校は、教職員・保護者・地域・その他の関係者が一体となって、いじめの問題に取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために、基本的な方針（以下「夢野の丘小学校基本方針」という。）を策定します。

令和元年6月改訂 神戸市立夢野の丘小学校

1 いじめの定義

《いじめの定義》

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成25年「いじめ防止対策推進法」第2条）

《いじめの基本認識》

- いじめはどの子供にも、どの学校にも起こり得るものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめはその行為の態様により暴行・恐喝・強要などの刑罰法規に抵触する。
- いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 教職員の姿勢

《基本姿勢》

- 神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行います。
- 夢野の丘小学校基本方針に基づき、全教職員で対応します。保護者・地域・その他の関係者と連携しながら問題の根本的な解決に向けた取組を進めます。

《教職員の姿勢》

- 「やるき ほんき こんき」を学校目標にかかげ、一人一人のがんばりを認め合える集団作りを目指します
- 力のつく授業、一人一人の児童が活躍できる活動・行事等を通じて、児童の自己有用感を高めます。
- 児童・教職員の人権感覚を高めます。
- いじめの兆候を見逃さないようにアンテナを高く保ち、教職員同士が積極的に児童の情報を交換し合って情報共有に努めます。
- 児童の表情や行動の変化に気を配り、いじめが疑われる段階から対応・指導にあたります。
- 「いじめを決して許さない」という姿勢を、様々な場面で児童に伝えます。
- いじめの問題を一人で抱えこまず、学年教員・生徒指導担当・管理職にも報告し、組織的に対応します。
- 保護者や地域の方々からの情報を受け入れる姿勢を大切に行動します。

3 校内いじめ問題対策委員会

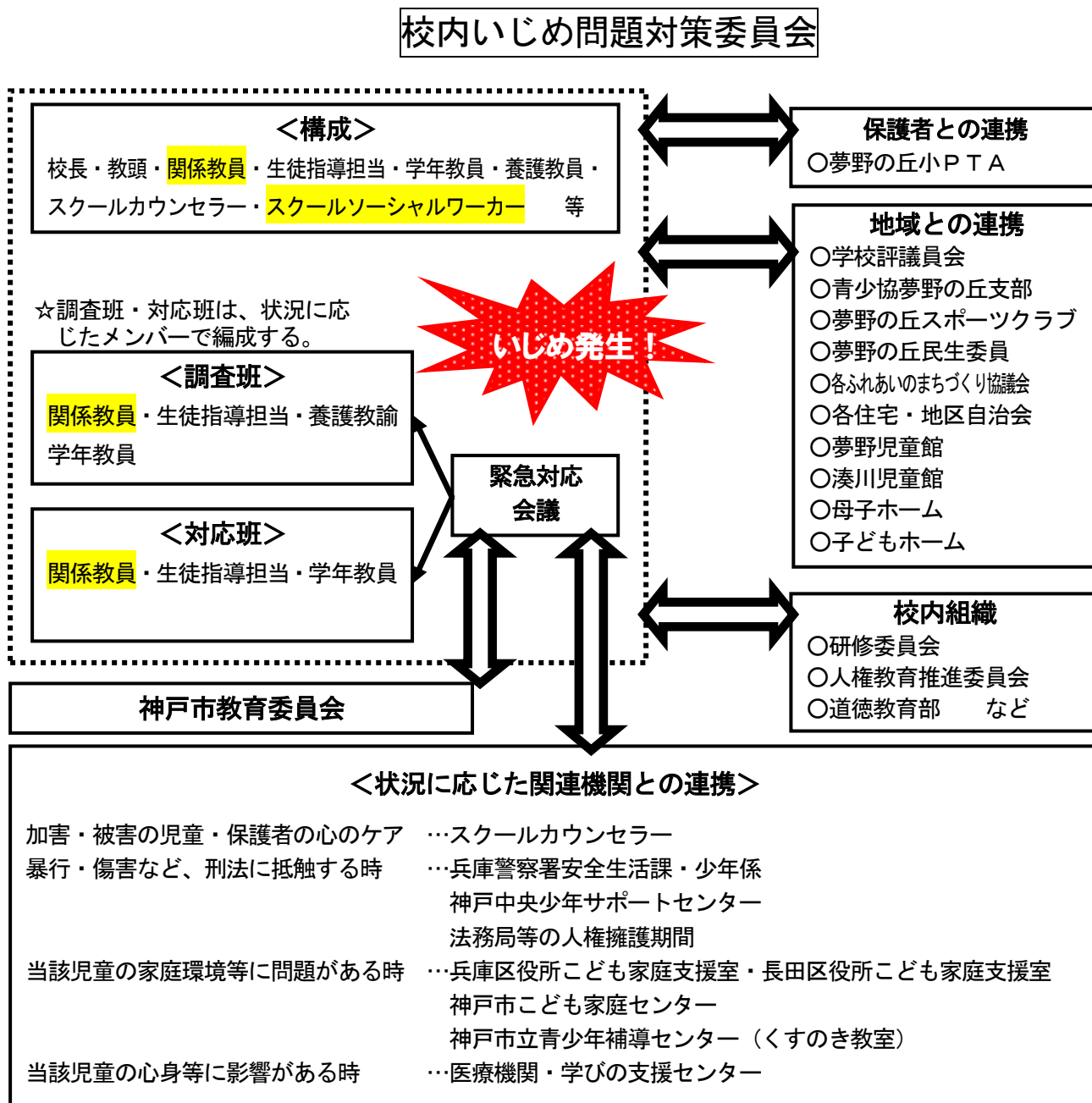
本校は、校長・教頭・関係教員・生徒指導（児童支援）担当・学年教員・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の参加による、校内いじめ問題対策委員会を設置します。

《役割》

- 本校におけるいじめ防止等の取組に関することや相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止のための啓発を行います。

- いじめの相談があった場合には、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議します。なお、いじめに関する情報については、児童等の個人情報の取り扱いに十分注意しながら、本校の教職員が共有するようにします。
- いじめの問題に関する本校教職員の理解と実践力を高めるための研修を計画的に行います。
- 本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行います。

《組織図》



4 基本的な対応方針：いじめ防止を考える上での三本柱「未然防止」「早期発見」「早期対応」

《未然防止》

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要です。年間を通じて予防的、開発的な取組を計画・実施します。また、「いじめは、どこにでも、誰にでも起こりうる」という認識をもち、児童生徒が主体的にいじめ問題について考え、議論する等のいじめ防止に関する活動に取り組み、「いじめに向かわない」子どもに育てることに努めます。

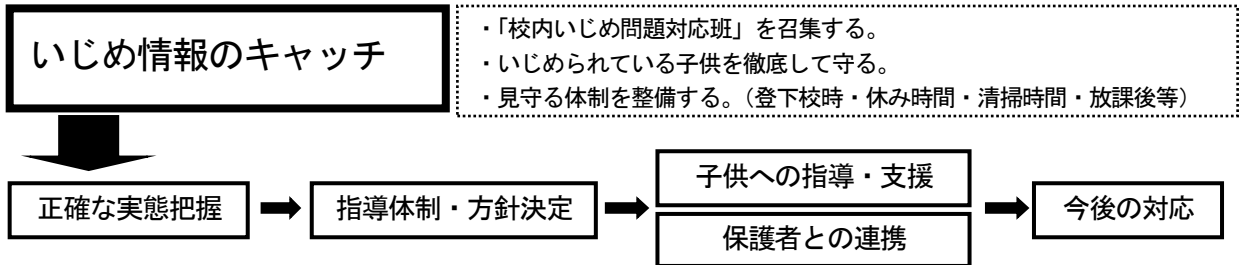
《早期発見》

いじめは、早期発見をすることが早期解決につながります。そのために、日頃から積極的な言葉かけを行う

など直接的な触れ合いを大切に、児童との信頼関係の構築と見守りに努めます。また、児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめの兆候を見逃さない教職員の認知能力の向上を図ると共に、定期的なアンケートを実施し、いじめの早期発見に努めます。その上で、知り得た情報を教職員で共有し、さらなる情報収集を進めます。

《早期対応》

いじめの兆候に気付いたときには、問題を軽視することなく早急に、当該児童双方、周囲の児童から個々に事情を聞き、事実関係の把握に努めます。関係教員で情報共有して全体像を把握し、指導体制、方針、役割分担を明確にした上で、当該児童の保護に努めながら、組織として対応します。



5 年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止に向けた取組	学年・学級づくり 人間関係づくり 児童理解研修		学年・学級づくり 人間関係づくり 家庭訪問 定期的な家庭訪問 登校班による集団登下校 異年齢集団活動 学校評議員会									
早期発見に向けた取組			アンケート				アンケート				アンケート	
	学年・学級づくり 人間関係づくり 登校時の見守り 家庭訪問 異年齢集団活動											
職員会・対応チーム等	職員会議 (基本協議)			職員研修 学校評価	職員研修						学校評価	次年度計画
	登校時の見守り 毎週のアシスタント活動 毎月の生徒指導委員会											

6 特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級に在籍する児童、もしくは通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対しては、教職員の正しい理解のもと、保護者との連携、周囲の児童に対する指導を組織的に行い、いじめの未然防止に努めます。

また、一人一人の特性を正確に理解し、いじめを許さない心を育てるため、個々の児童を尊重する教育の推進と、特別支援学級と通常学級との交流や共同学習に積極的に取り組みます。

7 インターネットやソーシャルメディアを利用したいじめへの対応

《未然防止》

インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて最新の動向を把握し、中央少年サポートセンターとの協働で情報モラル教育を行うとともに、児童・保護者・地域への啓発に努めます。

また、パソコンや携帯電話、スマートフォン等を使う際のマナーや、家庭でのルール作りについて、区役所と

連携しながら保護者に協力を依頼します。

《早期対応》

インターネットやソーシャルメディアを使ったいじめを認知した場合は、書きこみや画像を削除する等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応します。

8 校種間の連携

保育所・幼稚園・認定こども園・特別支援学校・中学校間との連携により、児童生徒の情報を確実に引き継ぎ、指導に生かすと共に、いじめに対する学校の指導体制、指導内容の共有に努めます。

また、小・中学校間においては、「いじめ防止小中地域会議」などを活用した取組を通して、いじめの問題に向き合う姿勢を共有し、一貫した指導に生かすことができるようにします。

9 重大事態への対処

1) 重大事態の報告と調査

- 重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告します。
- 教育委員会事務局の判断のもと、第三者も交えた調査組織を設け、公平性や中立性を確保しながら、客観的な事実関係を速やかに調査します。

2) 調査結果の報告

- 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、迅速で正確な事実関係の把握に努め、経過や結果を調査班に速やかに報告・提出します。
- いじめを受けた児童やその保護者に対して説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明します。

10 その他

本校は、校内いじめ問題対策委員会によって適宜夢野の丘小学校基本方針を見直し、必要があると認められる場合は改訂を加えます。